

第1章 総則

この土木工事施工管理基準は、鳥取県土木工事共通仕様書共通編第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

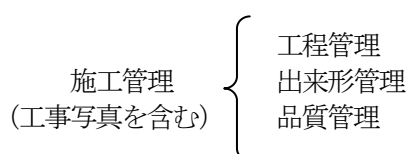
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、鳥取県県土整備部及び各総合事務所県土整備局が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

ア 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。ただし、測定値が10点未満の場合は出来形管理表（測定結果一覧表）の作成に代えることができる。

ただし、維持的工事（伐開、河床掘削、舗装補修、道路維持、植樹管理等）やその他これらに類する工事については、監督員が特に指示した場合を除き、点数に関わらず出来形管理図表の作成を省略することができる。

イ 受注者は、共通仕様書第1編1-1-19「工事完成図」に基づく工事完成図を作成するものとする。

なお、舗装工事等で展開図を作成する場合は、縦断面図及び横断面図は省略できる。

ウ 受注者は、共通仕様書第3編1-1-6「数量の算出」に基づく出来形数量計算書を作成するものとする。

エ 受注者は、使用材料集計一覧表を作成するものとする。ただし、ウの出来形数量計算書で材料の使用数量が確認できる材料については、作成不要とする。

(3) 品質管理

ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成するものとする。但し、測定値が10点未満の場合は品質管理表（測定結果一覧表）の作成に代えることができる。

また、図の形式はヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ などを標準とする。

イ この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種（ア）～（エ）の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

ただし、（ア）～（エ）の条件に該当する工事であっても、監督員が必要と認めた場合は実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

（ア）路盤 ※①②のいずれかに該当

①施工面積が500m²未満の場合

②仮設道路の路盤

（イ）アスファルト舗装

同一配合の合材が50t未満の場合

（ウ）土工

施工規模が50m³未満の場合

（エ）コンクリート

均しコンクリート、捨コンクリート等の場合

ウ 試験場所

品質管理における、試験または測定は、次の場所で行う。なお、以下によりがたい場合は、監督員と受注者が協議の上定める。

（ア）受注者の試験室または受注者から委託された民間試験機関

（イ）工事現場

（ウ）工場製品の製造工場

（エ）公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センター

エ 小型構造物の種類

品質管理基準「1. セメント・コンクリート」における小型構造物とは、以下のいずれかに該当する構造物のうち、設計強度が18N/mm²の無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する構造物を含む）をいう。

（ア）石・ブロック積（張）工、大型ブロック積工、巨石張（積）工、補強土壁工における基礎コンクリート・胴（裏）込コンクリート・天端（調整）コンクリート・小口止コンクリート等

（イ）コンクリート断面積が1m²以下の連続している小型重力式擁壁、現場打水路工、縁石工、路肩保護コンクリート、笠コンクリート、張コンクリート等（断面積が変化する場合は、平均高さの位置で判断すること。）

（ウ）コンクリート体積が1m³以下の点状標識工、防止柵工、路側防護柵工、照明灯の基礎コンクリート、集水桝、階段工、コンクリートブロック製作工等

（エ）（ア）～（ウ）のいずれかに類似するもの、もしくは同等程度以下の簡易なもの

〔注〕適用に当たって、疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。また、測定しない箇所についても、規格値を満足しなければならない。

7. 適用除外等

（1）土木工事施工管理基準によりがたい特に軽微な工事、特殊な工事の出来形管理、品質管理については、管理項目の変更等を特記仕様書に示すものとする。

（2）軟弱地盤上等で出来形の管理基準（規格値、施工管理基準、管理方法）の適用除外、または変更は特記仕様書で指定するものとする。

（3）基準高については、設計図書に明示されているもの、路側構造物及び監督員の指示するものの外は適用除外とする。

（4）鋼材については構造計算上重要でないものは適用除外とする。

（5）法肩、天端、法先の基準高及び法長については、設計図書に明示されているもの以外は適用除外とする。

8. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

9. 参考

(1) 工程表の記入要領

ア 工種・種別欄には、工程管理上の要素が少なく、かつ工程を理解する上で支障のないものは記入しなくてもよい。

イ 工程の上段には予定数量を、下段には実績数量を出来形パーセントを（ ）書で記入する。
1,000

ウ 予定数量を変えるときは、~~2,000~~ のように前回の予定を線引きし上に新計画を記入する。

エ 変更のあったときは、その時点で変更数量により予定を組み替え、提出する。

(2) 出来形管理資料の作成方法

ア 出来形管理の資料は、出来形管理基準及び規格値に示す工種毎の手順によって作成する。

なお、特殊な工種については、これらに準じて作成する。

イ 簡易な工種については、出来形図の中に出来形管理表（測定結果一覧表）及び数量計算を併記することができる。

ウ 出来高確認上必要な場合は、出来高数量計算書を作成するものとする。